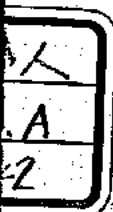


最近の農村婦人問題

— 昭和39年農村婦人問題懇談会

開催状況報告概要 —

労働省婦人少年局



最近における経済の高度成長の影響によつて、農村においてもさまざまな面にいちじるしい変動がみられる。なかでも、若年労働力、男子労働力の減少はいちじるしく、農業労働における婦人の負担は増大し、農林省「農業調査」(38年)によれば、基幹的従事者の57.5%が女子で、前年に比べるとその割合は1%増大している(第1表)。従つて兼業農家は増加の傾向をたどり、なかでも、第2種兼業農家(世帯員中自家農業以外で収入を得ているものがある農家のなかで、農業を従とするもの)の増加が目立っており、総農家数に占める30年の27.5%に対し、38年には42.2%を占めるにいたつた(第2表)。農家より他産業への流出の状況をみると、世帯主・あつとりのなかで農家に生活しながら、年間を通して他産業に就職するものが年々増加し(第3表)、一方、季節的に出かせぎに出る世帯主・あつとりも増加の傾向を示している。その結果農家の婦人は農業労働の負担の増大に加えて、家庭生活における責任も重くなり、従来の生活とくらべて一般的にいちじるしい変ぼうが現れ世間の注目を受けている。

このような情勢にかんがみ、農家婦人生活の実情と福祉について検討するために、婦人少年局においては昭和39年10月から12月にかけて、全国の都道府県所在地において各婦人少年室主催による農村婦人問題懇談会を開催した。この結果をとりまとめ、最近の農村婦人問題を「メモ」として、ここに紹介して参考に供するととする。

なお、この懇談会に参加を依頼したのは、県農政主管課、県職業安定主管課、県社会福祉関係主管課などの関係行政機関と、県農協婦人部、県地域婦人団体連絡協議会及び農村婦人問題についての有識者である。

第1表 基幹・補助別農業従事者数

	男		女		総数を100とする女子の割合	
	37年	38年	37年	38年	37年	38年
総数	人	人	人	人		
基幹的従事者数	8,029,455	8,007,357	8,512,504	8,428,095	51.5%	51.3%
補助的従事者数	4,892,619	4,691,332	6,358,094	6,349,523	56.5	57.5%
補助的従事者数	3,136,836	3,316,043	2,153,410	2,078,569	40.7	38.5

資料出所 農林省「農業調査」

第2表 専業・兼業別農家数

	総数	専業	兼業			農家総数に占める兼業の割合	
			総数	第1種	第2種	第1種	第2種
30年	万	万	万	万	万	%	%
	604	211	394	227	166	37.6	27.5
35年	606	208	398	204	194	33.6	32.1
38年	688	139	443	198	246	34.0	42.2

資料出所 農林省「農業調査」

第3表 他産業への流出者の状況（構成比）

	年	総数	男	女	世帯上の地位別			流出型態別	
					世帯主	あととり	その他	就職離村	在宅就職
33年	(5,145)	100.0	56.8	43.2	2.2	13.1	83.4	71.9	28.1
35年	(6,890)	100.0	56.5	43.5	4.1	16.6	78.1	59.1	40.9
37年	(8,591)	100.0	54.1	45.9	5.3	17.3	76.5	53.5	46.5
38年	(9,338)	100.0	54.4	45.6	8.8	19.9	71.3	47.0	53.0
39年	(8,874)	100.0	53.8	46.2	8.9	19.9	71.2	—	—

資料出所 農林省「農家就業動向調査」

1 農村婦人の労働に関する諸問題

農業労働力の減少はいちじるしく、労働力の女性化、高齢化は各県下で問題とされ、婦人が基幹労働力となつてきているところから婦人、とくに主婦の過労が指摘されている。しかしながら、県当局の農業労働合理化についての施策は、後継者の育成、自立経営農家対策、機械化・共業化による省力農法の促進、農地の流動化対策の検討などに集中し、婦人労働の合理化、母性保護などの問題については、ほとんど手をつけていないところが多かつた。

農業従事者としての婦人の質的向上をはかるために、機械の操作などを教える事例がみられ、主婦を対象に「農業技術教室」を昭和40年度から開設するところもある（宮崎県）。しかし婦人労働の合理化を

第4表 出かせぎ者数（注）

単位100人

	年	総数	男	女	世帯上の地位		
					世帯主	あととり	その他
33年	1,964	1,582	364	484	663	799	
35年	1,748	1,411	337	484	636	628	
37年	2,060	1,849	211	775	819	466	
38年	2,981	2,764	218	1,308	1,171	501	
39年	2,861	2,640	221	1,321	1,115	425	
構成比	38年	100.0	92.6	7.4	44.0	39.3	16.8
	39年	100.0	92.3	7.7	46.2	39.0	14.8

資料出所 農林省「農家就業動向調査」

（注）1ヵ月～6ヵ月の予定で出かせぎに出た者

討することも必要だが、婦人は家庭に落着かせて、若年労働力を確保するべきで、そのためには労働にに対し報酬をわたすという協定を結んだ農業経営を行わなければならないという意見も出ている（鹿児島県）。

農家主婦の労働過重は全国的なもので、関係行政機関、民間団体、有識者など広い層において指摘されている。直接農耕に従事している婦人の声として、20～30年ほど前にくらべれば農業労働は楽になつた。しかし、近年、機械化により婦人労働は軽減されるべきなのに、男子労働力の減少の影響もあつて、かえつて婦人労働の必要性が増加している（新潟・農協婦人部）。佐賀県においても「機械化しない方が楽であつた」という主婦の声が出ている。

過労の結果、腰痛・神経痛・胃腸障害・慢性肩こりなどを訴える婦人は多く、農作業と家事労働の二重負担のために、農家の主婦は10年も早くふけてしまうとの声が少なくない。一方、農家の婦人は働くことのために自分の健康を考えない。命より仕事を大切にしており、婦人の自覚が足りないとの意見も出ている（高知・農協婦人部）。農家主婦の農業労働時間をらびに健康状態についての参考として、労働省婦人少年局が昭和36年11月～37年1月にかけて実施した「農家生活に関する意識調査」から関連のある資料を第5表、第6表に掲げておく。

第5表 主婦の農作業時間

	計	6時間未満	6～8時間	8～10時間	10～12時間	12時間以上
普通の時	計	100%	9%	20%	49%	19%
専業	100	6	19	52	19	4
兼業	100	20	19	42	17	2
もくつとも長期	計	100	2	2	6	32
専業	100	1	2	5	31	61
兼業	100	3	1	10	35	51

資料出所 農家婦人生活に関する意識調査

（36.11月～37.1月）労働省婦人少年局

第6表 健康状態

計	小計	健康					健康状態			
		悪いところある	悪いところの種類	悪いところない	弱い	大変弱い	不明			
100%	89%	(68%)	(37%) (13%) (9%) (13%) (17%)	(32%)	10%	0%	0%			

資料出所 農家婦人生活に関する意識調査（36.11月～37.1月）労働省婦人少年局

(1) 健康管理・母性保護について

農家婦人の健康への関心は従来より高まってはいるが、いまだに、病状がかなり進行してから医師の診察を受けるものが少なくない。農繁期が近づくと、農作業にさしつかえるというので、人工妊娠中絶をする例もある（新潟・福岡）。

産前・産後の問題については、保健所の指導が普及したので、最近の嫁は妊娠中の定期検診なども姑に気がねなく出かける気風のところも少なくない。出産は産院などの施設で行なうものが多くなり、産後の休養は十分とついているところが多い。しかし、お産をするものの85%が自宅という県（秋田）もあり、産前産後の休養は気がねがあるため十分とれないとの意見も出ている（富山・農協婦人部）。石川県能登病院長の調査によれば、妊娠5カ月まで医師の診察をうけないものが3.7%、普通の農作業をしているもの、出産前日まで働くものがそれぞれ7.6%である。その理由は「働き手がない」（3.2%）と「働いているとお産が軽い」（3.2%）、「習慣だから」（2.2%）である。そして出産後3日～5日で農作業に従事するものが3.0%となつている。参考までに、前掲労働省婦人少年局「農家婦人生活に関する意識調査」から農家主婦の産前産後の休養状況を第7表に掲げておく。

第7表 産前産後の休養

計	産 前			産 後								
	農作業を休んだか			床についた日数				農作業を休んだ日数				
	前日まで仕事をした	何日か休んだ	不 明	10日未満	10～20日	20日以上	不 明	10日未満	10～20日	20～30日	30日以上	不 明
100%	69%	22%	9%	45%	33%	17%	5%	5%	7%	20%	62%	6%

資料出所 農家婦人生活に関する意識調査（3.6.11月～3.7.1月）労働省婦人少年局

流・早産も農村婦人に多いようで、例えば愛知県保健予防課の統計によれば、初回の妊娠のうち農村婦人の流産8.4%（一般4.5%）、早産は4%（一般2.5%）である。乳児の股関節脱臼もかなり多くの県で話題となつている。これは妊娠中の農業機械操作によるものと簡単には言えないが、関連があると見るものが少なくない。人工妊娠中絶も依然として多く、そのため婦人病疾患が多く、健康管理対策の必要が指摘されている（富山・農協婦人部）。戦場に働く婦人には母性保護法規があるが、農家にもそういうものが必要ではないかとの意見も提出された（香川・県農業会議、島根・農協婦人部など）。

(2) 農薬・農業機械による農業災害などについて

婦人は農薬散布や大型機械の操作はしていないから問題はないという所もある。しかし、かなり多くの県で農薬・農業機械による災害が指摘されており、例えば、長野県・佐久総合病院の調査によれば昭和39年における女子の農薬使用率は46.4%（男子50.3%）中毒症状発生率は15.6%で男子18.5%に比べて、いちじるしい差はみられない。富山県農協青年部の農薬・農用機械による農業災害の実情

調査をみると、36年男子55件、女子19件に対し、38年は男子12.1件、女子8.4件となつており女子の災害が増加している。

農薬の扱い方を慎重にするべきだとの意見は多くの県で指摘されている。農薬による自殺が目につくように（静岡・滋賀・和歌山など）例えば静岡県医薬課の調査によれば、本年1月～10月までに農薬による自殺は64件で、この43%は女子で占められている（原因は家庭の不和とのこと）。

この対策として、害のない農薬の作成、妊娠中、生理日の農薬散布の禁止、農業災害補償保険の必要などが話題となつている。

(3) 消防・道ふしんなどの地域活動について

世帯主・あととりの出かせぎの増加などにもなつて、消防活動・道ふしん・雪おろしなど従来男子の手で行なわれていたものが、婦人の負担になつてきているところが少なくない。例えば、山形県教育委員会「本県における“出かせぎ”の実態とその考察」（3.9.9.20）によれば、F町の出かせぎ者数614名（推定）の3.6%が消防団員であることから、消防力の減少が指摘されている。このような動向に対して、婦人消防団が結成されているところが少なくないが、婦人でもこれだけのことが出来ると喜んでいところ（神奈川・婦人団体）もある反面、婦人消防隊が消火活動に当るとは返上するように指導しており、市町村が考えるべきだとの意見も出ている（佐賀・営農指導所、福島・農協婦人部など）。

2 家庭生活の安定

農村の家庭生活は、消費面、人間関係などさまざまな面ではげしく動揺しており、早急に解決のための施策をたてることはむづかしいように見られる。

(1) 消費生活をめぐって

テレビ・電気洗濯機などの耐久消費財は急激に普及し、プロパンガス・石油コンロ・簡易水道など家事労働軽減に関係のある燃料・施設などがかなり利用され、農家の家庭生活の都市化が多くの県で認められている。しかし、生活の内容をみると自主性にかけるところが少なくなく、必要のために耐久消費財を購入するよりもデモンストレーション効果によるものが少なくない。例えば、テレビを自分の判断で購入したものは3.0%にすぎず、7.0%は「農協・電気屋のすすめ」、「近所が買ったから」という理由で購入している（山口・新生活運動協会）。多くの県でインスタント食品の普及がめざましいことがとりあげられているが、その反面、冷蔵庫には「みそ汁の残りが入っている程度」（三重・農協婦人部）「つけものだけ」（大阪・農協婦人部）というように例が少なくない。

家計費に占める耐久消費財、子女の教育費などの膨張のため、食費がおさえられ、栄養的な配慮が不十分なことは全国的に問題とされている。農家の住生活は改善されなければならない点が多く、例えば、埼玉家庭裁判所調査官の調査によれば、農家の家事調停事件についての家屋構造は「夫婦専用室があるもの」は17.2%、「夜だけ専用室があるが、隣との境が障子・からかみであるもの」7.5.6

であることからもうかがい知ることが出来るであろう。

(2) 主婦の農閑期における就労と家庭管理について

一般的な生活水準の向上に関連して、主婦・嫁が現金収入を得るため農閑期などに日雇い、臨時工などに出るものが増加していることは全国的に問題視されている。仕事の内容はさまざまであり、製造業臨時工、道路工事人夫、土方などが多いが、観光地などの旅館女中、(茨城・新潟・長野・鳥取など)ゴルフキャディ(埼玉・愛知・大阪)が目につく。その収入は製造業・旅館女中等で1時間50円～60円(水戸市附近)、ゴルフキャディは日当450円程度で、月収5,000円～1万円以内(愛知)である。大阪には石川・福井・富山などの農家主婦が季節労務者として働きにきている。大阪府職業・務課の調査によれば、39年には1,331名の季節労務者が来府し、この内訳は98%が婦人で、年齢は35才～40才、大半は農家主婦で元村長夫人などもあり、必ずしもその目的が収入を増やすだけではないものがある事も1つの特徴ということである。

主婦が家庭を留守にすることから、子女の世話、教育、食生活がおろそかになり家庭にうるおいがなくなつたという声が多い。農村においても都会と同じ“カネツ子”が多くの県で話題となつている。例えば火事の心配のため、子供が学校から家に帰つてきても火を使わせないようにしており、その結果、子供は寒くて家にいられず、外でウロウロしており、(兵庫・生活改良普及員)保育施設などの対策が検討されているところが少なくない。家事・育児についての老人の負担も増大しているようで、老人の過重労働も指摘されている(埼玉・農協婦人部)。この対策の1つとして、主婦が家庭にいて収入が得られる方法が検討されており、内職の普及をとりあげている県が多い。しかし内職の工賃が安いところから(1日300～350円が70%)内職工賃をひき上げる方法の検討が提出されている(富山県)。

(8) 夫婦間の生活感情のずれについて

夫はサラリーマン、工場労働者あるいは出かせぎ者として都市に働くことが多くなり、妻が農作業に従事するものが増えたので、農家主婦の女性としての意識にも変化がみられるが、高価な化粧品がよく売れていることも、自分を美しくしようとする者がふえたという点においてその1つの現れといえよう。おしゃれ教室、身だしなみ講習会などに関心が集まっている事例も少なくない。

夫婦間の生活感情のずれが話題となつているところは多いが、階層、地域によつて差がみられ、簡単に要約することは困難である。ともあれ、農家主婦のノイローゼ、自殺などが目につく事例(三重県・和歌山・農協)があげられている一方、夫の出かせぎの結果、現地で愛人が出来て離婚にまで発展したケースは東北・北陸・山陰・四国・九州などで指摘されている。この反面、ゴルフキャディとして働く農家主婦のなかには、そとに来る男性の外見のよさに比べ、夫がみすばらしく見え、夫婦の愛情にも影響するようになつたとの例(愛知・農協婦人部)、妻の出かせぎによつて現地に愛人ができ離婚した例、夫の出かせぎ中に妻が愛人を家にいれた例などがあげられている。石川においては、夫婦で出かせぎする“すれちがい夫婦”が出来、夫は出かせぎ先で愛人を、妻は夫不在の時に愛人を家にいれるという事例もある。このような現象は割合にすれば、わずかなものであるが、都会にしばしば見られる現象

を何故農村の場合は問題視されるのかとの声(山梨)も出ている。

(4) 妻の経済的地位について

主婦が農業の中心となり、日雇い、内職などによつて現金収入を得るものが増加していることから、過労だが経済的地位は一般的に向上したといえるところが多い。妻名義の貯蓄や保険も多くなつてきている。田畑を妻名義にする例もあるが税金との関係からではないかとの意見もある(東京・農委)。しかしこの妻の経済上の地位向上は健康の時のみにいえることで、病気になるれば治療費は実家負担という事例もあげられている(石川・病院長、静岡・家裁)。また山村においては嫁は1,000円～1,500円の自由になる小遣いさえなく(長野県)、主婦の自由になる金はなく、学校の運動会、学芸会の時節になると小さな万引が農村地域に増加する(静岡・家裁)など検討すべき問題も残されている。

現行家族法に無関心な婦人は少なくなく、離婚、相続については問題があるようで、例えば、夫、死亡後相続権がありながら放棄する妻が多く、放棄後困つて問題を家庭裁判所にもちこむものもある(富山・家裁)。家計管理を担当する主婦は増加の傾向をみせているが、財産の管理をしている主婦はほとんどないというのが現状と見られる。

3 出かせぎ農家の問題

出かせぎ農家に対する施策が問題視されているのは、主として東北で、北陸がこれにつぎ、山陰、四国、南九州では出かせぎ農家の増加は注目されているが、実情把握の段階と見られるものが多い。

出かせぎ者が最も多いと言われる秋田県においては、農家3戸に1人は出かせぎ者を出している。出かせぎ者数は県によつてかなり相異がみられるが、比較的長期間にわたつて夫婦・親子が別々に生活する点において、望ましくない生活形態であるとの意見は多くの県で言われている。しかし、農業収入だけでは生活できないということ、出かせぎにより現金が手に入り、生活水準が多少とも向上できるという現実は無視できないとの意見が多い(地域によつて異なるが、出かせぎによる送金額は大まかにいつて月に1万～2万円程度のものが多い)。

出かせぎによつて留守家族の生活に暗い影を与えている事実は多くの県で例示されている。主婦が心身ともに過労になつているところは多いようで、極端な例としては、過労による主婦の突然の死亡や、労働不能となつた等があげられる(島根〇町)。夫の音信不通、行方不明も少なくなく、父母ともに行方不明という事例もある(石川県・民政課)。留守家族の妻が夫婦問題で自殺した例(山形・社会教育課)、噂の対象となり神経をつかうことから神経科に来るものが多い例(石川・病院長)も出されている。出かせぎから帰つた夫の生活態度が急に変化し、大酒をのみ、言動があらつぽくなることはかなり多くの県で指摘され子供の教育への悪影響が憂慮されているところもある。このようなことから出かせぎ家庭に対する相談相手が必要との意見も出ている。出かせぎ対策として、秋田では県当局に出かせぎ対策本部をおき総合的な施策を実施している。このような事例は少ないが、工場誘致、農業構造の改善

などによつて出かせぎをしなくとも生活が維持できる方策を指摘するところが多い。その他、帰村休暇制度の必要を望む声が多いが、休暇がもらえても旅費を考えると帰郷しないものが多いのではないかとの意見も出ている。(秋田県)。